



島根県報

平成17年 5 月 2 日 (月)
第 1,671 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (建 築 住 宅 課) 2

告 示

平成17年 5 月臨時県議会の招集 (財 政 課) 2

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく指
定地方公共機関の指定 (消 防 防 災 課) 2

島根県立三瓶自然館及びその付属施設の使用料及び観覧料の徴収事務並びに使用
料及び観覧料の還付金の支出事務の委託の解除 (自 然 環 境 課) 3

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地 域 福 祉 課) 3

生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出 (") 5

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 5

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 6

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (") 7

児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更 (障 害 者 福 祉 課) 7

身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更 (") 7

知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更 (") 8

土地改良区の役員の就任及び退任 (農 村 整 備 課) 9

土地改良区の役員の就任 (") 10

土地改良区の定款変更の認可 (3 件) (") 10

県営土地改良事業計画の決定 (2 件) (") 10

県営土地改良事業計画の変更 (") 11

保安林予定森林 (6 件) (森 林 整 備 課) 11

漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生 (水 産 課) 14

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (経 営 支 援 課) 14

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (") 15

道路の供用開始 (道 路 維 持 課) 16

水防警報を行う河川の指定 (河 川 課) 16

公 告

非農用地区域内に換地を定める土地の指定 (農 村 整 備 課) 18

基本測量の実施 (用 地 対 策 課) 18

公共測量の終了 (") 18

土地立入りの許可 (2 件) (") 19

監査告示

外部監査人補助者の選任 19

公布された条例等のあらまし

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第81号）

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の非現地建替に伴う廃止に関する部分の施行期日は、平成17年5月31日とすることとした。

規 則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第81号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第29号）中別表の改正規定のうち

「下 沢 団 地

天 神 団 地

上 島 団 地

下 古 志 団 地

来 原 団 地

古 志 団 地

小 山 団 地

浜 山 団 地」

「天 神 団 地

上 島 団 地

古 志 団 地

小 山 団 地」

を

に改める部分の施行期日は、平成17年5月31日とする。

告 示

島根県告示第552号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第3項の規定に基づき、次の事件を付議するため、平成17年5月12日臨時県議会を松江市に招集するので、同法第101条第2項及び第102条第4項の規定により告示する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

付議事件

- 1 議会運営委員の選任について
- 2 常任委員の選任について
- 3 島根県営住宅条例の一部を改正する条例について
- 4 町の廃置分合について
- 5 専決処分事件の報告及び承認について

島根県告示第553号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定に基づき、指定地方公共機関を次のとおり指定したので、告示する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 隠岐汽船株式会社
- 2 一畑電気鉄道株式会社
- 3 一畑バス株式会社
- 4 石見交通株式会社
- 5 松江一畑タクシー株式会社
- 6 山陰ケーブルビジョン株式会社
- 7 出雲ケーブルビジョン株式会社
- 8 石見ケーブルビジョン株式会社
- 9 ひらたケーブルテレビ株式会社
- 10 出雲ガス株式会社
- 11 浜田ガス株式会社
- 12 社団法人島根県エルピーガス協会
- 13 社団法人島根県医師会
- 14 社団法人島根県看護協会

島根県告示第554号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項及び第165条の 3 第 1 項の規定により、大田市三瓶町多根1121番 8 財団法人三瓶フィールドミュージアム財団に委託していた島根県立三瓶自然館及びその附属施設の使用料及び観覧料の徴収事務並びに使用料及び観覧料の還付金の支出事務については、平成17年 3 月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の 3 第 2 項及び第56条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第555号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人敬愛福祉会	邑智郡美郷町小松地 365番地	訪問介護	ヘルパーステーション別府	邑智郡美郷町別府 8 番 5	平成17年 3 月20日
社会福祉法人敬愛福祉会	邑智郡美郷町小松地 365番地	通所介護	デイサービスやすらぎの里別府	邑智郡美郷町別府 8 番 5	平成17年 3 月20日
社会福祉法人出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543番地	居宅介護支援事業	社会福祉法人出雲市社会福祉協議会大支所居宅介護支援事業所	出雲市大社町杵築南 1397 - 2番地	平成17年 3 月22日

社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会	出雲市今市町543番 地	訪問介護	社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会大社 支所訪問介護事業所	出雲市大社町杵築南 1397-2番地	平成17年 3月22日
社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会	出雲市今市町543番 地	通所介護	社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会大社 支所通所介護事業所	出雲市大社町杵築東 579番地	平成17年 3月22日
社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会	出雲市今市町543番 地	通所介護	社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会平田 支所通所介護事業所	出雲市平田町2112- 1 平田福祉館	平成17年 3月22日
社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会	出雲市今市町543番 地	訪問介護	社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会平田 支所訪問介護事業所	出雲市平田町2112- 1 平田福祉館	平成17年 3月22日
社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会	出雲市今市町543番 地	短期入所生活 介護	出雲市社会福祉協議 会佐田支所短期入所 事業所	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	平成17年 3月22日
社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会	出雲市今市町543番 地	通所介護	出雲市社会福祉協議 会佐田支所通所介護 事業所	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	平成17年 3月22日
社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会	出雲市今市町543番 地	通所介護	出雲市社会福祉協議 会佐田支所 通所	出雲市佐田町朝原56 8番地	平成17年 3月22日
社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会	出雲市今市町543番 地	通所介護	出雲市社会福祉協議 会佐田支所 通所	出雲市佐田町一窪田 1197番地	平成17年 3月22日
社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会	出雲市今市町543番 地	訪問介護	出雲市社会福祉協議 会佐田支所 訪問介 護事業所	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	平成17年 3月22日
社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会	出雲市今市町543番 地	居宅介護支援 事業	出雲市社会福祉協議 会佐田支所 居宅介 護支援事業所	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	平成17年 3月22日
社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会	出雲市今市町543番 地	通所介護	出雲市社会福祉協議 会佐田支所 通所 ひだまりの家	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	平成17年 3月22日
社会福祉法人出雲市 社会福祉協議会	出雲市今市町543番 地	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム せ せらぎの家	出雲市佐田町一窪田 118番地	平成17年 3月22日
出雲一畑交通株式会 社	出雲市常松町353番 地3	訪問介護	出雲一畑交通指定訪 問介護事業所	出雲市常松町353番 地3	平成17年 4月11日
有限会社 幸久の家	大田市久利町久利 691	訪問介護	幸久の家ヘルパース テーション	大田市久利町久利69 1	平成17年 5月1日
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成 358番地1	居宅介護支援 事業	仁多病院居宅介護支 援事業所	仁多郡奥出雲町三成 1622番地1	平成17年 3月31日
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成 358番地1	訪問リハビリ テーション	奥出雲町立仁多病院	仁多郡奥出雲町三成 1622番地1	平成17年 3月31日
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成 358番地1	居宅療養管理 指導	奥出雲町立仁多病院	仁多郡奥出雲町三成 1622番地1	平成17年 3月31日
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成 358番地1	短期入所療養 介護	奥出雲町立仁多病院	仁多郡奥出雲町三成 1622番地1	平成17年 3月31日
社会福祉法人松江市 社会福祉協議会	松江市千鳥町70番 地	通所介護	社会福祉法人 松江 市社会福祉協議会 八束介護センター	松江市八束町波入 1933番地	平成17年 4月1日
社会福祉法人松江市 社会福祉協議会	松江市千鳥町70番 地	訪問介護	社会福祉法人 松江 市社会福祉協議会 鹿島介護センター	松江市鹿島町恵曇1 番地	平成17年 4月1日

介護機関の名称	実施する施設	所在地	指定年月日
介護老人福祉施設 やまゆり苑	介護老人福祉施設	出雲市佐田町一窪田1961番地 5	平成17年 3 月22日
奥出雲町立仁多病院	介護療養型医療施設	仁多郡奥出雲町三成1622番地 1	平成17年 3 月31日

島根県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		変 更 年月日	
名 称	主たる事務所の所在地		名 称			所 在 地
			変 更 前	変 更 後		
社団法人 安来市医師会	安来市今津町563番地 1	居宅介護支援事業	安来市医師会介護計画センター 伯太	安来市医師会介護計画センター	安来市伯太町安田1700番地	平成17年 4 月 1 日

島根県告示第557号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 平田市社会福祉協議会	平田市平田町2112 - 1	訪問介護	社会福祉法人 平田市社会福祉協議会	平田市平田町2112 - 1	平成17年 3 月21日
社会福祉法人 平田市社会福祉協議会	平田市平田町2112 - 1	通所介護	社会福祉法人 平田市社会福祉協議会	平田市平田町2112 - 1	平成17年 3 月21日
社会福祉法人 大社町社会福祉協議会	簸川郡大社町大字杵築南1397 - 2番地	居宅介護支援事業	社会福祉法人 大社町社会福祉協議会	簸川郡大社町大字杵築南1397 - 2番地	平成17年 3 月21日
社会福祉法人 大社町社会福祉協議会	簸川郡大社町大字杵築南1397 - 2番地	訪問介護	社会福祉法人 大社町社会福祉協議会	簸川郡大社町大字杵築南1397 - 2番地	平成17年 3 月21日
社会福祉法人 大社町社会福祉協議会	簸川郡大社町大字杵築南1397 - 2番地	通所介護	大社町第2デイサービスセンター いきいきの郷	簸川郡大社町杵築東579	平成17年 3 月21日
社会福祉法人 佐田町社会福祉協議会	簸川郡佐田町大字一窪田1961番地 5	短期入所生活介護	佐田町社会福祉協議会 短期入所生活介護事業所	簸川郡佐田町大字一窪田1961番地 5	平成17年 3 月21日

社会福祉法人 佐田町社会福祉協議会	簸川郡佐田町大字一窪田1961番地5	通所介護	佐田町社会福祉協議会 通所介護事業所	簸川郡佐田町大字一窪田1961番地5	平成17年3月21日
社会福祉法人 佐田町社会福祉協議会	簸川郡佐田町大字一窪田1961番地5	訪問介護	佐田町社会福祉協議会 訪問介護事業所	簸川郡佐田町大字一窪田1961番地5	平成17年3月21日
社会福祉法人 佐田町社会福祉協議会	簸川郡佐田町大字一窪田1961番地5	居宅介護支援事業	佐田町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	簸川郡佐田町大字一窪田1961番地5	平成17年3月21日
社会福祉法人 佐田町社会福祉協議会	簸川郡佐田町大字一窪田1961番地5	通所介護	佐田町社会福祉協議会 痴呆性高齢者通所介護事業所	簸川郡佐田町大字一窪田1961番地5	平成17年3月21日
仁多町	仁多郡仁多町大字三成358番地1	短期入所療養介護	仁多病院	仁多郡仁多町大字三成1622番地1	平成17年3月30日
仁多町	仁多郡仁多町大字三成358番地1	居宅介護支援事業	仁多病院居宅介護支援事業所	仁多郡仁多町大字三成1622番地1	平成17年3月30日
仁多町	仁多郡仁多町大字三成358番地1	居宅療養管理指導	仁多病院	仁多郡仁多町大字三成1622番地1	平成17年3月30日
仁多町	仁多郡仁多町大字三成358番地1	訪問リハビリテーション	仁多病院	仁多郡仁多町大字三成1622番地1	平成17年3月30日
美郷町	邑智郡美郷町粕淵168番地	訪問リハビリテーション	美郷町国民健康保険大和診療所	邑智郡美郷町都賀本郷163番地	平成16年10月1日
美郷町	邑智郡美郷町粕淵168番地	訪問リハビリテーション	美郷町国民健康保険大和診療所比之宮出張所	邑智郡美郷町宮内562番地3	平成16年10月1日
社団法人安来市医師会	安来市今津町563番地1	居宅介護支援事業	安来市医師会 介護計画センター安来	安来市今津町563番地	平成17年3月31日

介護機関の名称	廃止する施設	所在地	廃止年月日
特別養護老人ホーム やまゆり苑	介護老人福祉施設	簸川郡佐田町大字一窪田1961番地5	平成17年3月21日
仁多病院	介護療養型医療施設	仁多郡仁多町大字三成1622番地1	平成17年3月30日

島根県告示第558号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ドリームシステム	通所介護	かじ山荘 デイサービスセンター	大田市久手町波根西1941番10	平成17年4月18日

島根県告示第559号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ドリームシステム	かじ山荘 居宅介護支援事業所	大田市久手町波根西1941番10	平成17年 4月18日
有限会社 ファミリーケア	ファミリーくや	松江市国屋町592番地 3 の 1	平成17年 4月20日
特定非営利活動法人 輝	居宅介護支援事業所 輝	出雲市松寄下町985番地 5	平成17年 5月 9 日
有福観光株式会社	居宅介護支援事業所 有福	江津市有福温泉町523番の 6	平成17年 5月16日

島根県告示第560号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第21条の23第 2 号の規定に基づき告示する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	美保関町指定居宅介護事業所	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会美保関介護センター	平成17年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 八雲村社会福祉協議会	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会八雲介護センター	平成17年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	居宅介護	佐田町社会福祉協議会訪問介護事業所	出雲市社会福祉協議会佐田支所訪問介護事業所	平成17年 3月22日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	八束町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会八束介護センター	平成17年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	サン・エールたまゆ	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会玉湯介護センター	平成17年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 大社町社会福祉協議会	社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会大社支所訪問介護事業所	平成17年 3月22日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 平田市社会福祉協議会	社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会平田支所訪問介護事業所	平成17年 3月22日

島根県告示第561号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第17条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 宍道町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会宍道介護センター	平成17年3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	美保関町指定居宅介護事業所	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会美保関介護センター	平成17年3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 八雲村社会福祉協議会	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会八雲介護センター	平成17年3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会出雲事業所	平成17年3月22日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	居宅介護	佐田町社会福祉協議会訪問介護事業所	出雲市社会福祉協議会佐田支所訪問介護事業所	平成17年3月22日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	八束町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会八束介護センター	平成17年3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	サン・エールたまゆ	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会玉湯介護センター	平成17年3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 大社町社会福祉協議会	社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会大社支所訪問介護事業所	平成17年3月22日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 平田市社会福祉協議会	社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会平田支所訪問介護事業所	平成17年3月22日

島根県告示第562号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第15条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	美保関町指定居宅介護事業所	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会美保関介護センター	平成17年3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 八雲村社会福祉協議会	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会八雲介護センター	平成17年3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	居宅介護	佐田町社会福祉協議会訪問介護事業所	出雲市社会福祉協議会佐田支所訪問介護事業所	平成17年3月22日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	八束町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会八束介護センター	平成17年3月31日

社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	サン・エールたまゆ	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会玉湯介護センター	平成17年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 大社町社会福祉協議会	社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会大社支所訪問介護事業所	平成17年 3月22日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 平田市社会福祉協議会	社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会平田支所訪問介護事業所	平成17年 3月22日

島根県告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

出雲市布崎土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

橋本 昭一 出雲市園町908番地
 田中 守栄 出雲市園町1106番地
 田中 富繁 出雲市園町1420番地
 坂本 仁 出雲市園町1310番地
 福田 清一 出雲市園町1429番地
 福田 省三 出雲市園町1464番地
 角 操 出雲市園町153番地 1

監事

田中 均 出雲市園町227番地
 坂本 浩 出雲市園町1701番地 1

2 就任年月日

平成17年 4 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

佐田尾善正 出雲市園町1093番地
 橋本 満雄 出雲市園町1436番地
 周藤 英男 出雲市園町1540番地 1
 坂本 梶男 出雲市園町1256番地
 橋本 満穂 出雲市園町1615番地
 小村 清 出雲市園町148番地
 坂本 幸代 出雲市園町1300番地 3

監事

福田 順茂 出雲市園町1559番地 1
 田中 忠夫 出雲市園町250番地

島根県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市八雲町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

安達 義人 松江市八雲町熊野2950番地

2 就任年月日

平成17年4月1日

島根県告示第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平田市布崎土地改良区の定款変更を平成17年4月20日付けで認可した。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八束郡八雲村土地改良区の定款変更を平成17年4月20日付けで認可した。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、横田町土地改良区の定款変更を平成17年4月20日付けで認可した。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第568号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出らねたい。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

宍道湖中海沿岸地区用排水施設事業（県営農村振興総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

松江市役所、安来市役所及び東出雲町役場

島根県告示第569号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

宍道湖中海沿岸地区農道事業（県営農村振興総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

安来市役所及び東出雲町役場

島根県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、下田地区を受益地域とする区画整理事業（県営農村振興総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

下田地区区画整理事業（県営農村振興総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

隠岐の島町役場

島根県告示第571号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町港1176、1177、1182 - 1、川本町大字川下920 - 4、1045 - 3、1046、3111 - 1、3111 - 2、3111 - 3、3111 - 4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第572号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町高見1879 - 16

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第573号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町上田所2138 - 1、2138 - 7、2138 - 8、2139 - 2、2139 - 5、2139 - 6、2139 - 7、2139 - 8、2139 - 9、2139 - 10、2139 - 11、2139 - 12、2139 - 13、2139 - 14、2139 - 20、2139 - 21、2139 - 22、2139 - 23、2139 - 24、2139 - 25、2139 - 26

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第574号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町手結1473 - 1、1479

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第575号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2561、2561 - 2、2561 - 3、2562、2563、2565

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第576号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2724、2725

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第577号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

五十猛加入区（五十猛漁業協同組合）

島根県告示第578号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ディオ安来店 島根県安来市飯島町字藤木388番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

大黒天物産株式会社 代表取締役社長 大賀 昭司 岡山県倉敷市堀南704-5

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年12月20日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,630平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数 店舗所在地内 131台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数 店舗所在地内 42台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積 店舗建物内 186平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗建物内 27立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 0 時 閉店時刻 午後12時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで 第 1 駐車場
午前 0 時から午後12時まで 第 2 及び第 3 駐車場
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3 箇所 店舗建物敷地
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 5 時から午後12時まで
- 2 届出年月日 平成17年 4 月20日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
安来市地域振興部産業振興課（島根県安来市伯太町東母里580）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第579号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

石央マリンショッピングセンター 島根県浜田市周布町イ61 - 1 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

協和木工株式会社 代表取締役 山口 茂 広島県広島市西区商工センター4丁目9番9号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 空床

(変更後) 花いち有限会社 広島県広島市西区三滝本町2丁目16 - 32 大藤 修

(4) 変更の年月日 平成17年4月15日

2 届出年月日

平成17年4月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市経済部商工観光課(浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第580号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	鱈淵寺線	出雲市平田町字横撫532番5地先から同市西平田町490番1地先まで	メートル 217.00	平成17年 5月10日	出雲土木建築事務所	

島根県告示第581号

水防法(昭和24年法律第193号)第10条の6第1項の規定により、次のとおり水防警報をする河川を指定したので、同

条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

水系	河川名	区 域		観測所名	所在地	警戒水位 (m)	指定水位 (m)
		左 岸	右 岸				
斐伊川	斐伊川 (幹川)	雲南市三刀屋町上熊谷 (新引野橋) から雲南 市木次町下熊谷1912番 の 2 地先まで	雲南市木次町西日登 (新引野橋) から雲南 市木次町新市2025番地 先まで	日登	雲南市木次町 西日登	2.70	1.60
斐伊川	赤川	雲南市大東町大東869 番の 1 地先 (神田橋) から斐伊川への合流点 まで	雲南市大東町大東 7 番 地先 (神田橋) から斐 伊川への合流点まで	町上	雲南市加茂町 加茂中	3.00	1.70
斐伊川	三刀屋川	雲南市三刀屋町古城 1203番の 5 地先 (坂山 橋) から斐伊川への合 流点まで	雲南市三刀屋町三刀屋 390番の 1 地先 (三刀 屋新大橋) から斐伊川 への合流点まで	坂山橋	雲南市三刀屋 町三刀屋	2.80	1.80
斐伊川	飯梨川	安来市広瀬町布部 (上 布部橋) から安来市赤 江町 (河口) まで	安来市広瀬町布部 (上 布部橋) から安来市東 赤江町 (河口) まで	大渡	安来市広瀬町 川平	2.60	1.50
				飯梨橋	安来市赤江町	3.80	2.80
斐伊川	伯太川	安来市伯太町井尻 (母 里界) から安来市安来 町 (河口) まで	安来市伯太町井尻 (福 富川合流点) から安来 市安来町 (河口) まで	引鶴橋	安来市伯太町 東母里	2.20	1.50
				安来大橋	安来市安来町	2.00	1.10
神戸川	神戸川	出雲市馬木町から出雲 市西園町 (河口) まで	出雲市馬木町から出雲 市大社町湊原 (河口) まで	馬木	出雲市馬木	3.50	3.00
静間川	静間川	大田市川合町 (善性寺 前) から大田市静間町 (河口) まで	大田市川合町 (善性寺 前) から大田市静間町 (河口) まで	川合橋	大田市川合町	2.20	1.30
				八日市橋	大市長久町	2.60	1.50
静間川	三瓶川	大田市大田町 (日の出 橋) から大田市静間町 (静間川合流点) まで	大田市大田町 (日の出 橋) から大田市静間町 (静間川合流点) まで	神田橋	大田市大田	2.10	1.30
浜田川	浜田川	浜田市相生町 (三宮 町) から浜田市港町 (河口) まで	浜田市黒川町 (三宮 町) から浜田市殿町 (河口) まで	浜田大橋	浜田市殿町	1.60	1.10
益田川	益田川	益田市七尾町 (堀川橋 上流) から益田市中須 町 (河口) まで	益田市染羽町 (八坂 橋) から益田市久城町 (河口) まで	染羽	益田市染羽町	2.00	1.20
高津川	津和野川	津和野町後田 (幸橋) から津和野町後田 (尾 曾部橋) まで	津和野町森村 (幸橋) から津和野町寺田 (J R 鉄道橋) まで	町田	津和野町町田	2.80	1.60

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業阿宮地区第2工区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域内に換地を定める土地として指定したので、同法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 従前の土地の表示

市郡町村	大 字	字	地 番	地 目	地 積 (平方メートル)	摘 要
簸川郡斐川町	阿宮		578 - 3	田	718の内700	

2 指定年月日

平成17年4月15日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

基本測量（都市再生、国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

2 作業期間

平成17年5月9日から平成18年2月28日まで

3 作業地域

- 浜田市
- 益田市
- 安来市
- 江津市
- 出雲市
- 邑智郡川本町
- 那賀郡金城町
- 鹿足郡柿木村

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成17年3月23日に終了した旨益田土木建築事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成17年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

平成16年 9 月 1 日から平成17年 3 月23日まで

3 作業地域

益田市西部～益田市匹見町東部地域

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第 2 項の規定により、土地立入の許可をしたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧送電線路 周布三隅線 12支障移転工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

浜田市西村町地内

4 立ち入ろうとする期間

平成17年 5 月 2 日から同年12月31日まで

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第 2 項の規定により、土地立入の許可をしたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

平成17年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧送電線路 周布三隅線 24～26支障移転工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

浜田市西村町地内

浜田市東平原町地内

浜田市折居町地内

那賀郡三隅町大字折居地内

4 立ち入ろうとする期間

平成17年 5 月 2 日から同年12月31日まで

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 1 項の規定に基づき包括外部監査人錦織正二から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成17年 5 月 2 日

島根県監査委員	島 田 三 郎
同	中 村 芳 信
同	生 田 洋 一
同	谷 本 敏

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

熱田雅夫 出雲市今市町326番地1

今岡正一 松江市黒田町253番地1 サービス黒田町503

熱田美佐 出雲市今市町326番地1

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成17年4月14日から平成18年3月31日まで